

## 和歌山県地域密着型サービス外部評価機関選定実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、和歌山県地域密着型サービス評価実施要綱（以下「要綱」という。）

第5条第2項の規定に基づき、外部評価を実施する評価機関の具体的な要件及び選定手続等について必要な事項を定めるものとする。

### (評価機関の要件)

第2条 評価機関の選定に当たっての要件は、次のとおりとする。

- (1) 法人であること。
- (2) 評価を適切に行う能力を有し、以下の要件を満たす評価調査員を必要数確保していること。
  - ア 評価調査員は、県又は県が指定した法人が実施する評価調査員研修を修了している者であること。ただし、他の都道府県又は当該都道府県が指定する法人等において実施された評価調査員養成研修又は関連の研修（認知症介護実践研修、介護相談員養成研修等）を既に修了した者にあつては、別表のカリキュラムの全部又は一部が重複していることを、県が事前に確認した上で承認した場合に限り、当該部分を受講していてもこの条件を満たしたものとして取り扱うことができる。
  - イ 評価調査員は、第三者としての客観的な観点から評価の実務を行うことができると認められる者であること。ただし、現に指定認知症対応型共同生活介護もしくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護等」という。）を行う者（以下「事業者」という。）、若しくは認知症対応型共同生活介護等の事業所に勤務し、又は事業者により組織される団体の役職員である者でないこと。
  - ウ 評価調査員は、同時に複数の評価機関に所属していないこと。
  - エ 評価調査員は、法若しくは法に基づく命令の規定若しくはこれらに基づく処分違反した者又は評価調査員の業務に関し犯罪若しくは不正の行為があつた者でないこと。
- (3) 認知症介護に関する学識経験者、事業者、認知症高齢者等の家族の代表者等3名以上からなる評価審査委員会を設置していることとし、その評価審査委員会は、個別の評価結果を専門的な観点から審査するために開催される場合のほか、1年に1回を目途として定期的に行われ、評価事業について報告を受け、その内容について意見を述べ、評価事業の運営の適正化を図るものであること。
- (4) 評価結果について、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」に掲載して公表することとし、かつ、当該手続を行う担当者が配置されていること。
- (5) 次に掲げる規程等を定め、それらに基づいて適切に業務が行われる体制となっていること。
  - ア 評価依頼の受付、評価手続、評価審査委員会の手続、「福祉保健医療情報ネットワ

ークシステム（WAMNET）」による情報公開、評価手数料及び個人情報の取扱いを盛り込んだ外部評価実施要領（参考文例1）

イ 外部評価の実施に関し評価を受けようとする事業者との間で締結する契約書の様式（参考文例2）

ウ その他知事が必要と認める書類

（6）次に掲げる事由がないこと。

ア 当該法人が自ら認知症対応型共同生活介護等の事業所を設置し、又は運営していること。

イ 当該法人の理事会等の構成員の2分の1以上が事業者又はその従業者により占められていること。

ウ 外部評価を行う上で十分な資金計画が立てられていないなど、安定的な事業運営の可能性に疑義があること。

エ 第11条の規定により選定を取り消された法人で、取消しの日から起算して5年を経過していないこと。

オ その他外部評価を行わせることが不相当と認められる事由があること。

（評価機関の選定手続等）

第3条 評価機関としての選定を受けようとする法人は、次に掲げる書類を知事に提出し、審査を受けるものとする。

（1） 地域密着型サービス外部評価機関選定申請書（別記第1号様式）

（2） 法人の定款、寄附行為等及び法人の登記事項証明書

（3） 事業内容（組織、会計等）に関する規程

（4） 前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録

（5） 当該年度の事業計画書及び収支予算書

（6） 外部評価実施要領

（7） 評価審査委員会の委員名簿（別記第2号様式）及び委員の就任承諾書

（8） 評価審査委員会の委員が団体等の職員である場合は、所属長の就任承諾書

（9） 評価手数料及びその算定根拠

（10） 事業者との間で締結する契約書の様式

（11） 評価調査員名簿及び各評価調査員の養成研修修了証の写し

（12） その他知事が必要と認める書類

（審査結果の通知）

第4条 知事は、申請内容を審査した結果について当該法人に対し「地域密着型サービス外部評価機関選定結果通知書（別記第3号様式）」により通知するものとする。

2 知事は、評価機関を選定したときは、当該機関の名称、連絡先、評価手数料、評価調査員の数等の情報を県内の市町村及び認知症対応型共同生活介護等の事業所（以下「市町村等」という。）に通知するものとする。

（選定の有効期間）

第5条 選定の有効期間は、選定の通知の日から3年間とする。

(選定の更新)

第6条 評価機関は、選定の有効期間満了日以降において引き続き選定を受けようとするときは、有効期間の満了日の30日前までに、次の書類を知事に提出し更新の審査を受けるものとする。

- (1) 地域密着型サービス外部評価機関選定更新申請書(別記第4号様式)
- (2) 第3条第2号から第12号までに掲げる書類。ただし、直近の選定を受けたときの申請時に提出したものと直近の選定を受けた後第7条第1項の規定により届け出たもの同一である書類については、提出を省略することができる。

(変更の届出)

第7条 評価機関は、選定を受けた後に第3条に掲げる書類の内容のいずれかに変更が生じたときは、地域密着型サービス外部評価機関変更届出書(別記第5号様式)に必要な書類を添付して遅滞なく知事に届け出るものとする。

- 2 知事は、必要と認めるときは、前項の届出の内容を県内の市町村等に通知するものとする。

(廃止の届出)

第8条 評価機関は、選定を受けた後に評価事業を廃止しようとするときは、事業終了の3か月前までに、地域密着型サービス外部評価機関廃止届出書(別記第6号様式)により知事に届け出るものとする。

- 2 知事は、前項の届出書を受理したときは、県内の市町村等にその旨を通知するものとする。

(評価機関の調査)

第9条 知事は、選定した評価機関について、毎年、外部評価業務の実施件数、評価結果等を把握するとともに、必要に応じて、選定の要件が具備されているかを確認するために、書類の提出を求め、評価機関の職員から状況を聴取し、又は必要な調査を行うことができる。

- 2 評価機関は、前項の調査等がなされるときは、これに協力しなければならない。

(是正の命令)

第10条 知事は、評価機関としての要件を欠く具体的な事実を確認したときは、期限を付して当該事実の是正を命じるものとし、同時に、是正が認められるまで、評価機関に対し評価事業の中止を命じることができるものとする。

(選定の取消)

第11条 知事は、適切に評価機関を監督指導するものとし、現に外部評価業務を行っていない場合、選定した評価機関がその要件を欠くと認められ是正されない場合その他公正中立な立場で評価を行うのにふさわしくないと認められる状況が生じた場合には、選定を取り消すものとする。

2 知事は、選定の取消しに当たっては、地域密着型サービス外部評価機関選定取消通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

3 知事は、評価機関の選定を取り消したときは、県内の市町村等にその旨通知するものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、外部評価機関の選定に必要な事項については、別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成19年3月23日から施行する。

（廃止）

2 和歌山県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要領（平成17年3月16日制定、以下「旧要領」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 本要領の施行の際現に旧要領に基づき選定を受けている法人（以下「旧評価機関」という。）が、本要領に基づき選定を受ける場合における県への提出書類については、本要領の施行の日から30日以内に提出する場合に限り、第3条第1号、第6号及び第9号から第13号までに掲げる書類とする。ただし、旧要領による選定の申請時に提出したもの及び旧要領の3の（3）の規定により届け出たものについては、提出を省略することができる。

4 旧評価機関が本要領による選定を受けずに、要綱附則第3項の規定により外部評価を実施する場合の選定については、当該外部評価が終了するまでの間は、なおその効力を有する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成19年3月23日から施行する。

（廃止）

2 和歌山県認知症高齢者グループホーム外部評価実施要領（平成17年3月16日制定、以下「旧要領」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 本要領の施行の際現に旧要領に基づき選定を受けている法人（以下「旧評価機関」という。）が、本要領に基づき選定を受ける場合における県への提出書類については、本要領の施行の日から30日以内に提出する場合に限り、第3条第1号、第6号及び第9号から第13号までに掲げる書類とする。ただし、旧要領による選定の申請時に提出した

もの及び旧要領の3の(3)の規定により届け出たものについては、提出を省略することができる。

- 4 旧評価機関が本要領による選定を受けずに、要綱附則第3項の規定により外部評価を実施する場合の選定については、当該外部評価が終了するまでの間は、なおその効力を有する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の規定は、この要領の施行の日(以下「施行日」という。)以後に有効期間が満了する評価機関から適用し、施行日前においても当該評価機関が選定の更新を受けようとする場合は、改正後の別記第4号様式により申請を行うものとする。

#### 附 則

この要領は、平成27年9月16日から施行する。